

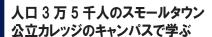


	College I	nformation
	研修校	Chichester College
	英語授業	集中英語コース 時間数:週 21 時間
	クラス編成	1 クラス 16 名以下
	滞在	学生寮(1 人部屋、シャワー・トイレ付) ※共同キッチン利用可
	食事	学生寮内の共同キッチンにて自炊、 または、カレッジのカフェテリア利用
	通学	徒歩通学 ※キャンパス敷地内の学生寮に滞在
	施設	体育館、室内競技場、ウォールクライミング、テニスコート、フットボール場、図書館、カフェテリア etc.
	課外活動 &小旅行	《課外活動の例》 会話クラブ、学生 ユニオンでのソーシャルイブニング、ギ ター教室、ボーリング、ヨガ、ダンス、ロッ ククライミング、各種スポーツ etc.
7		



町を囲む城壁跡、ローマ時代まで遡る長い歴史 住み心地の良いイギリスの古都で英語を学ぼう!

チチェスターの語尾につく「~ chester」は、要塞や城を意味するラテン語に由来 紀元前 43 年のローマ人の侵攻から 2000 年に渡る長い歴史を、町の名前が物語っています 穏やかな気候、昔ながらの治安の良いコミュニティ、暮らしやすい手ごろな物価…etc. この町なら、海外研修が初めてという人も、すぐに溶け込めそう!



Chichester

チチェスターは緑美しい、イングランド南部 West Sussex の州都です。町の歴史はローマ時代まで遡り ます。ロマネスク調の石畳でできた十字路が市内中 心部から放射線状に広がり、町のシンボルにもなっ ている大聖堂は、数百年の時を経てその美しさを保っ ています。一歩郊外に出れば、そこは南イングラン ド地方らしい美しい田園風景が広がります。イギリ スで最も大きな民間調査機関が行った過去の調査に よれば、イングランドで「住みたい町」の3位にチ チェスターが選ばれたこともあります。この町の生 活環境の良さ(Quality of Life) はイギリス人にとっ ても大きな魅力であることが伺えます。治安が良く、 英語の発音がきれいな地域でもあるので、留学生に も理想的な環境と言えるでしょう。



Chichester College は州政府が運営する公立カレッ ジで、主として地元地域の若者が社会で活かす様々 なスキルを身につけるために学んでいます。カレッ ジには、年間約1.5万人のイギリス人が学んでおり、 フルタイムコースの他、パートタイム制による成人 教育も盛んです。留学生の受け入れにも積極的で、 充実した留学生向けのコースを用意している他、 定レベルの英語力があれば、イギリス人の学生の授 業を受講できるコースもあります。英語クラスには、 ヨーロッパ、中東、アジア、南米など、世界各国か らの学生が集まっています。

コミュニケーションにフォーカスした 午前中の基本英語クラス

日本出発前に、オンラインによる英語テストを受 けます。その結果によって、レベル別のクラスに プレイスメントが行われ、クラスは初級〜上級 (A1 ~ C2 レベル) に分かれます。

月~金曜日の午前中は1日3時間(週15時間) の基本英語クラスです。1クラスは約16名の編成。 文法、語彙、発音、読解、ライティングの各スキ ルを、コミュニケーションにフォーカスして学び

■時間割のサンプル

9:15-10:45	11:00-12:30	12:30-13:30	13:30-15:00
Reading	Writing	Lunch	Afternoon
Grammar	Vocabulary		Options
Listening	Speaking		※水曜日は
Study Skills	Presentations		フリー



午後はオプションクラスで 英語スキル、試験対策

午後は英語スキル、試験対策授業から選択し、 1日1.5時間(水曜日を除く)、週計6時間学び ます。

■ 英語スキル

午前中に学んだ文法や語彙を発展させ、実際の 生活の中で使う英語を念頭に、意見発表やディ スカッション、ロールプレイなど応用力を養い ます。

■ 試験対策

ケンブリッジ検定試験、IELTS 試験に向けた対 策クラスです。どちらも B1 レベル以上を対象 としています。試験対策コースの受講は、コー ス開始時の英語力と該当レベルの空き状況によ







放課後は会話クラブやスポーツ 現地学生との交流の機会も

毎週水曜日の午後や、ウィークデーの放課後を利用し て、学生ユニオンやカレッジが企画するアクティビ ティが行われます。中には、カレッジに在籍するイギ リス人学生も参加するアクティビティもあります。活 動を通して交流を広げてみましょう。







キャンパス内の学生寮に滞在 1人部屋、シャワー・トイレ付

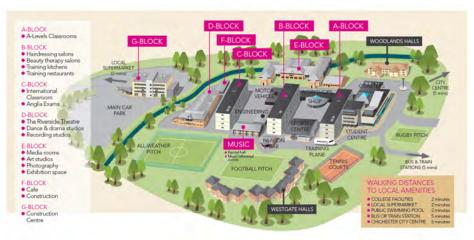
■寮滞在 ※1人部屋・シャワートイレ付

宿泊はキャンパス内にある学生寮。教室まで徒歩5 分ほどの距離の便利なロケーションです。全て一人 部屋で、各室にシャワー・トイレが備わっています。 6~7室ごとに共有のキッチンがあり、自炊ができ る他、カレッジの食堂でも食事ができます。ランド リーの設備、生同志が集うコモンルームもあります。 また、寮には管理のスタッフが常駐しているので、 困ったことがあれば相談することも OK!









■ 旅行日程・旅行代金(2026年・春季) Chichester College 英語研修 ※春選在

Cilicilestel College 天面Wijs ※禁滞住							
出発日 → 帰国日			期間	ij i	旅行代金		
A	A 2/7 (±) ⇒ 3/1 (日)			間)	628,000 円		
B 2/14 (±		14 (±) ⇒ 3/16 (月)	31 日間 (4週間)		738,000 円 		
A 日 次	日 明日桂(23 日间 ※ 3			· ·	3程(31 日間 ※ 4 週間) ※シンガポール航空利用		
1	1	夜:東京(羽田)発。空路、ヘルシ 午後:東京 ンキ乗継、ロンドンへ。《機中泊》 ル乗継、「		:東京(羽田)発。空路、シンガポー 継、ロンドンへ。≪機中泊≫			
2	2	午前:ロンドンヒースロー空港到着 出迎えを受け、専用車にてt滞在先へ。 《寮滞在》		朝:ロンドンヒースロー空到着。 出迎えを受け、専用車にて滞在先 へ。 《寮滞在》			
3 ▼ 21	【英語研修】 ■第1日目はオリエンテーション。事前のオンラインテストの結果で、クラス分けが行われます。 ■授業は週21時間。1クラス最大16名、平均約14名。対象の英語レベル: A2以上 ■週15時間の基礎英語に加えて、午後「英語スキル」「試験対策」いずれか6時間のクラスで合計21時間学びます。 ■放課後は、カレッジが企画・紹介する課外活動に任意で参加、ま						
22	29	朝:専用車でロンドンヒース 港へ。各自でチェックイン。 午前:ロンドン発、途中へル 乗り継ぎ、空路東京へ。 《機	_	空港/	専用車でロンドンヒースロー 、各自でチェックイン。 コンドン発、途中シンガポー J継ぎ、空路東京へ。 《機中泊》		

■最小催行人数:6名

23 30

31

■添乗員:なし。現地スタッフがお世話します。

午後:東京(成田)着。

■利用予定航空会社: ⑥日程: フィンランド航空(燃油サーチャージ別途) ⑥日程: シンガポール航空(燃油サーチャージ込み)

夕刻、シンガポールで乗換え

≪機中泊≫

空路東京へ。

朝:東京(羽田)着。

【旅行代金に含まれるもの】

●旅行日程に明示したエコノミークラスの航空運賃 ●到着時・帰国時のロンドンヒースロー空港〜滞在先間の往復送迎費 ●旅行日程に明示した授業料・教材費 ●寮滞在 (1 人部屋・シャワートイレ付・自炊) ●無料で参加できる課外活動費 ● 24 時間日本語ホットライン登録料

【旅行代金に含まれないもの】

上記以外の全ての費用。その一部を例示します。

- ●羽田空港施設使用料(2,950円)●国際観光旅客税 (1,000円) ●海外空港諸税 (28,800 円) ●燃油サーチャージ&航空保険料: A 日程 52,700 円 (8/1 現在の目安)、 B日程0円(なし)※上記は旅行代金と一緒にお支払い下さい。
- ●超過手荷物料金●渡航諸手続費用●現地での個人的諸費用●有料で参加する課 外活動費 ●朝昼夕の食費 ●電子渡航認証 ETA 申請料 £16 ●海外旅行保険費用

私の好きな街!

The Cathedral

街のどこからでも見える尖塔

チチェスターのシンボルは旧市街にある大聖堂、町の 人々の精神的な中心でもあります。教会の尖塔は町のど こからでも見ることができるので、視界を遮るような高 い建物の建築は禁止されています。



The Cross

東西南北の道路の交差点

旧市街のメインストリートが交差する十字路は「The Cross」と呼ばれる場所。かつてはここで市がたって

いたとか。通りにはおしゃれなお店や雑貨 店、レストランなどが 軒を連ねます。放課後 は、周辺のかわいらし いお店で、ショッピン グを楽しんでみては?



Tea or Coffee?



目抜き通りから一歩路地に入ると有名なティールームがあったりします。ジョージアン様式のタウンハウスで営業するカフェ&レストランや、12世紀の建物を改築したレストランで、本格的なアフタヌーンティーを味わってみては?紅茶だけでなく、意外にも美味しいコーヒー店 もたくさんあります。

Rolls-Royce セレブご用達車の生産地

ロールスロイス・モーターカーズはチチェスター郊外のグッド ウッド工場で車の製造販売をしています。ロールスロイスブラン

ドの車が造られているの は、現在世界でこの一かがだけとか。また、グッドウッドはこの地方の領ができる。 大な私有地を開放して行 うモータースポーツイベ ントでも知られています。



Chichester Marina イギリス第2のヨットハーバー

チチェスターを海沿いに進むと、 沢山のボートが係留されたヨッ トハーバーがあります。ソレン ト海峡や、内陸の運河など、チ チェスターはセーリングの拠点となっています。



ナとしてはイギリス全土で2番目の規模を誇っています。

出発までの Step

01 プログラムの質問

プログラムの内容をもっと知りたい!そんな時はUTSまでご連絡ください。オンライン (ZOOM)、ご来社、お電話、E-mail など、ご都合に合わせてお気軽にご相談下さい。

プログラムの質問は こちらから Q

UTS国際教育センター (株)ユーティエス

〒 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会 長井記念館ビル1階 渋谷駅ヒカリエ方面出口から徒歩約10分 営業時間:月〜金曜日9〜17時 ※祝日休

IL 03-6418-0711 ⊠ uts-group@uts-japan.co.jp

02 申込み手続き

明治大学のキャンパスサポートのホームページより、申込登録フォームの送信を行ってください。フォーム受信後に正式な申込み手続きについてご案内いたします。

正式お申込みには、所定の申込フォームのご提出、申込金50,000円(旅行代金の一

部に充当)のお支払いの手 続き等を大学のキャンパス サポートにて行っていただ きます。



プログラムの受入れ確定後、必要書類、 出発までの準備に関する書類について、 郵送でご案内をします。

03 渡航準備、出発

- ■渡航準備のご案内をお送りします
- パスポート取得
- 電子波航認証 (ETA) 取得 ※日本国籍 ※国籍によりビザの取得が必要になることもあります。お申込み時にご案内します。
- ・ 海外旅行保険の加入
- ※大学指定の保険に加入が必要です。
- ・現地通貨、海外対応の携帯 SIM の準備
- ■旅行代金の支払い

大学のキャンパスサポートにてお支払い いただきます。

■オリエンテーション

出発前のオリエンテーションを対面または ZOOM で行います。

■出発

指定の空港カウンターに集合し、出発。

旅行条件・申し込む前にお読み下さい

〈募集型企画旅行〉本条件書は旅行業法第 12 条の4・5 に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

【1】 当社パンフレットについて

当社のパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取り引き条件の説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

【2】募集型企画旅行契約

- 1.この旅行は、株式会社ユーティエス(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 2. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 3. 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、 出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当 社主催旅行契約約款によります。

【3】旅行の申込と旅行契約の締結

- 1. 当社所定の申込書に記入の上、申込金 50,000 円を添え てお申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部とし て繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾 をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとしま す。
- 2. 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、 予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。 期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

【4】お申し込み条件

- 1. 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その 他の参加旅行者の条件を満たしていないときは、お申込を お断りすることがあります。
- 2. 障害、疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害している 方などで特別な配慮を必要とする場合はお申込み時にお 申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。必 要に応じて医師の診断書を提出して頂きます。また旅行の 実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同 行を条件とさせて頂くか、ご負担の少ないほかの旅行をお 勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合が おります。
- 3 お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事により医師の 診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断す る場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置 をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客 様の負担となります。
- 4. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円 滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、 お申し込みをお断りすることがあります。
- 5. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みを お断りすることがあります。

【5】確定書面

- 1. 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊先については 旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかの ぽって七日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされ た場合にあっては、旅行開始日)までにお渡しいたします。
- 2. 前1の確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を 管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面 に記載するところに特定されます。

【6】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

【7】渡航手続き

旅行に要する旅券、査証、予防接種などの渡航手続きはお客様ご自身の責任とご負担で行っていただきます。

【8】旅行代金に含まれるもの

- 1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の 運賃
- 3. 旅行日程に明示した観光の料金
- 4. 旅行日程に明示した宿泊の料金及税サービス料。
- 5. 旅行日程に明示した食事料金
- 6. 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様1個の手荷物で 23Kg 以内のものが原則ですが、方面・等級により異なります。 手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手 続きを代行するものです。
- 7. 添乗員付コースの場合の添乗員同行費用。
- *上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくて も費用の払戻しはいたしません。

【9】旅行代金に含まれないもの

第8項に記載されたものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 1. 超過手荷物料金。
- 2. クリーニング代、電報電話代、個人的に支払った心付、その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税サービス料。
- 3. 渡航手続き関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続き代行料金)。
- 4. 運送機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)
- 5. 日本国内の空港施設使用料、海外空港諸税
- 6.日本国内におけるご自宅〜発着空港間の交通費、宿泊費。7.コースに明示された場合を除き、研修中に使用する教材費。
- 8. 研修中に希望者に対して実施される課外活動や小旅行。

【10】旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由

を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更すること があります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないとき は変更後に説明します。

【11】旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金 を変更します。

- 1. 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
- 2. 当社は、前1の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 3. 当社は第10項の規定に基づき旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が増額または減少したときはその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

【12】旅行契約の解除・払戻し

- 1、旅行出発前の解除
- 【1】お客様の解除権
- アお客様は、いつでも下記に定める取消料を当社に支払って 旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお 申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

〈別表1〉

区分	取消料	
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぽって 40 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30 日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の 20%	
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の 50%	
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%	
注:「ピーク時」とは 12日20日から1日7日	間 4日27日か	

注:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日間、4月27日 ら5月6日まで、及び7月20日から8月31日までをいいます。

- イお客様は、次のいずれかに該当する場合、旅行開始前に 取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができま
- a. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が〈別表 2〉 の左欄に挙げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- b. 第11項1の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d. 当社が旅行者に対し、第5項1の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した 旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

〈募集型企画旅行〉本条件書は旅行業法第 12 条の4・5 に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

ウ本項「1の【1】のア」により旅行契約が解除されたときは、 既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払 戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、 その差額を申し受けます。また本項「1の【1】のイ」によ り旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代 金全額を払い戻します。

【2】当社の解除権

- ア当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、 旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、 技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが 判明したとき。
 - b. お客様が病気その他の事由により、 当該旅行に耐えられ かいと認められるとき
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、 又は団体旅行の 円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
 - d. お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に達 しなかったとき
 - e. スキー/スノボーのように、旅行における必要な降雪量な どの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したも のが成就しないおそれが極めて大きいとき
- f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サー ビス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し 得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従っ た旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不 可能となるおそれが極めて大きいとき。
- イお客様が第6項に規定する記載する期日までに旅行代金を 支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあ ります。この時は、本項「1の【1】のア」に定める取消料 に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- ウ当社は、本項「1の【2】のア」に揚げる事由により旅行契 約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算し てさかのぼって、23 日目(別表1に規定するピーク時に旅 行を開始するものについては33日目)に当たる日より前に、 旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

2、旅行開始後の解除

【1】お客様の解除権

アお客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権 【17】特別補償 利放棄とみなし、一切の払い戻しをおこないません。

イ旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募 集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられな い場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能 になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除する ことができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能 になった当該旅行サービスの提供に係わる部分をお客様に 払い戻しいたします。

【2】当社の解除権

- ア当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、 旅行者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除すること があります
- a. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられ ないと認められるとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員 の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅 行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送·宿泊機関等の旅行サ ビス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し 得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- イ本項「2の【2】のア」に基づいて旅行契約を解除したときは、 当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消 滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた 旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済 がなされたものとします。
- ウ本項「2の【2】のア」に記載した事由でお客様又は当社 が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその 提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、 取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、又は支払 わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担 とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がい まだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の 費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこ れから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用 を差し引いて払戻しいたします。
- エ本項「2の【2】のア」の a. c. により当社が旅行契約を解 除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行 の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受 けます。この場合、出発地に戻るための旅行に要する一切 の費用は、旅行者の負担とします。

【13】旅行代金の払いもどし

当社は、「第11項の規定により旅行代金が減額された場合」 又は「前 12 項の規定により旅行契約が解除された場合」に おいて、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅 行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算

して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻し にあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算し て30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

【14】当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で 行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社 の指示に従っていただきます。

【15】添乗員

添乗員の有無はパンフレットに明示します。

【16】当社の責任

- 1. 当社は、募集企画旅行契約の履行に当たって、当社又は 当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」という) が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その 損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日か ら起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りま
- 2. お客様が以下に例示するような事由により、損害を被った場 合は、当社は原則として本項1の責任を負いません。 ア天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日
 - 程の変更もしくは旅行の中止。
 - イ運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのた めに生じる旅行日程の変更または旅行の中止。 ウ官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離
 - またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中
- 工自由行動中の事故。 才食中毒 力恣難 キ運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更 など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞 在時間の短縮
- 3. 手荷物について生じた本項1の損害については、本項1の 規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、21日 以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたしま す。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額 はお一人あたり最高 15 万円までといたします。

- 1. 当社は、第16項1の当社の責任が生ずるか否かを問わず、 当社募集型企画旅行契約約款特別補償規定で定めるとこ ろにより、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来 の事故によりその生命、身体又は手荷物の上に被った一定 の損害について補償金又は見舞金を支払います。
- 2. 本項 1 にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行 に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日につい ては、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集 型企画旅行参加中とはいたしません。
- 3. お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様 の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に 含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、 グライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、 マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレ・ ン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるも のであるときは、当社は本項1の補償金および見舞金を支 払いません。ただし、当該運動が主催旅行日程に含まれて いる時は、この限りではありません。
- 4. 本項 1 に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義 務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された 時はその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠 償義務とも履行されたものといたします。

【18】お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、も しくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を 守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社は お客 様から損害の賠償を申し受けます。

2. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された 旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と 異 なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅 行地に おいて速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガ イド、当 該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出 なければな りません。

【19】旅程保証

- 1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(ただ し次の(1)(2)(3)で規定する変更を除きます。)が生 じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて 得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第 16 項 1 の規定に基づく責任が発生することが明らかである 場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部 又は一部として支払います。
- (1) 次に掲げる事由による変更の場合は当社は変更補 償金 を支払いません。

ア旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変

イ戦乱 ウ暴動 エ官公署の命令

- オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス 提供の中止
- カ当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措
- 第12項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除 されたときの当該解除された部分に係る変更の場合当社は 変更補償金を支払いません。
- (3) 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最 終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集 パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更であ る場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
- 2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して -旅行契約につき旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度 とします。また、旅行者一名に対して一旅行契約につき支 払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、 変更補償金を支払いません。

(3)322=7					
一件あたりの率(%)					
旅行 開始前	旅行 開始後				
1.5%	3.0%				
1.0%	2.0%				
1.0%	2.0%				
1.0%	2.0%				
1.0%	2.0%				
1.0%	2.0%				
1.0%	2.0%				
1.0%	2.0%				
2.5%	5.0%				
	旅行開始前 1.5% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0%				

注1.「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合を言 注1: 常行開始期」とは当該変更について旅行開始日の別日まで、旅行者に追加に場合さる に、旅行開始後、は当該変更について旅行開始も日以降に旅行者に適加に場合を含います。 注2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、 この表を適用します。この場合において、契約書面の配載内容と確定書面の配載内容との間又 は確定書面の配載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、そ れぞれの変更につき一件として助り扱います。 注3: 第三号又は第四号に搬行る変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合 は一並につき一般として取り扱い。

一件として取り扱います

は、一角につき一件として取り扱います。 注4: 第四号に関ける運送機関の金社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの 変更を伴う場合には適用しません。 注5: 第四号又は第七号主じくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた 場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として即り扱います。 注6: 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

【20】その他

- 1. お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員や現地係員に 依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物 紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した 諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していた だきます
- 2. お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあり ますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入してい ただきます。
- 3. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 使用航空座席は特に明示しない場合は原則としてエコノミー クラスを使用します
- 5. 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば「東京発」 とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京以外の 他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参 加が可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は「東 京発から東京着まで」となります。

【総合旅行業務取扱管理者:永原 聡】

個人情報について

当社は旅行申込みの際に提出されたお申込書に記載された個人 情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど)について、 お客様との間の連絡に利用させていただく他、申し込みいただ いた旅行における運送・宿泊・現地受入機関等の提供するサー ビス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただき ます。このほか当社では、旅行参加後のご意見や感想の提供の お願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様 の個人情報を利用させていただくことがあります。

◆旅行企画・実施:

UTS国際教育センター (株)ユーティエス

観光庁長官登録旅行業第714号 JATA正会員

〒 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15

日本薬学会 長井記念館ビル1階

営業時間:月~金曜日9~17時 ※祝日休

IL 03-6418-0711 ⊠ uts-group@uts-japan.co.jp